（様式第１号）

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

|  |  |
| --- | --- |
| 部課室等名 | 公平委員会 |
| 許認可等名 | 職員団体の規約等の変更の登録 |
| 根拠法令 | 地方公務員法 |
| 根拠条項 | 第53条第9項において準用する第53条第5項 |
| 連絡先 | （電話621-5378） |
| 審査基準 | 基準 | 別紙のとおり。 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成24年8月1日設定（令和3年7月1日最終変更） |
| 標準処理期間 | 標準処理期間 | 総日数　　30日（休日を含む） |
| （設定しないものについてはその理由） |  |
| 設定等年月日 | 平成24年8月1日設定（令和3年7月1日最終変更） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査基準 | 基準 | １　登録を受けた職員団体は，その規約又は職員団体登録申請書の記載事項に変更があったときは，その事由を生じた日から，10日以内に，その代表者を通じて，正副2通の届出書（職員団体規約変更届出書又は職員団体登録事項変更届出書）を公平委員会に提出しなければなりません。上記の届出が規約の変更，役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為に係るときは，それらの行為が地方公務員法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日，場所及び投票の結果を証明する書類（規約採択証明書，役員選出証明書，代議員選出証明書又は上部団体加入脱退決定証明書）を添付しなければなりません。２　職員団体が登録される資格を有し，及び引き続き登録されているためには，規約の作成又は変更，役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が，すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については，投票者の過半数）によって決定される旨の手続を定め，かつ，現実に，その手続によりこれらの重要な行為が決定されていることを必要とします。ただし，連合体である職員団体にあっては，すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し，すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票によるその全員の過半数（役員の選挙については，投票者の過半数）によって決定される旨の手続を定め，かつ，現実に，その手続により決定されることをもって足りるものとします。※　「その他これらに準ずる重要な行為」とは，職員団体の上部団体への加入，脱退又は提携，その解散等をいいます。「すべての構成員」とは，役員以外の加入者の全員をいいます。「平等」とは，選挙で投票する構成員の立場がすべて量質ともに等しいことをいいます。「直接」投票には委任投票は含まれず，「秘密」かつ「投票」であることから挙手や起立による賛否の決定は認められません。「全員の過半数」とは，職員団体の構成員全員の過半数，すなわち組合員として在籍する者の過半数で，いわゆる絶対的過半数のことをいいます。３　２に定めるもののほか，職員団体が登録される資格を有し，及び引き続き登録されているためには，当該団体職員が同一の地方公共団体に属する地方公務員法第52条第5項に規定する職員（警察職員及び消防職員をいいます。）以外の職員のみをもって組織されていることを必要とします。ただし，同項に規定する職員以外の職員であった者でその意に反して免職され，若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け，当該処分を受けた日の翌日から起算して1年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし，若しくは訴えを提起し，これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること，及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げません。４　重要な行政上の決定を行う職員，重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員，職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員，職員の任免，分限，懲戒若しくは服務，職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し，そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員（以下「管理職員等」といいます。）と管理職員等以外の職員とは，同一の職員団体を組織することができず，管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は「職員団体」とは認められません。なお，職員団体を結成する職員に，警察職員及び消防職員を含むことはできません。 |